

9. 入札方法

- (1) 入札書は町指定様式とする。
- (2) 郵便による入札とし、郵送方法は一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによる。
- (3) あて先 〒510-1291 菰野郵便局留 菰野町役場 財務課行
- (4) 郵送期限 令和7年2月4日(火) 午後5時00分必着
- (5) 入札書を郵送する際、入札書を内封筒に封入すること。条件付一般競争入札参加資格確認申請書兼入札(開札)立会人届、同種業務の履行実績調書等を内封筒と共に外封筒に入れ郵送すること。なお、内封筒及び外封筒は入札参加者が準備する任意のものとする。詳細については菰野町ホームページ上に掲載する入札方法の案内を参照すること。
- (6) 入札金額については消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(千円止め)を入札書に記載すること。

10. 入札(開札)の日時及び場所

- (1) 開札日時 : 令和7年2月5日(水) 午前9時00分
- (2) 開札場所 : 菰野町役場 3階 305会議室
- (3) 開札立会人 : 開札の際、別に設けた基準による入札参加者等を、入札(開札)立会人とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除とする。契約保証金は、菰野町契約規則に定めるところによる。

12. 支払条件

菰野町会計規則及び契約規則による。

13. 最低制限価格

本件は、最低制限価格を設定する。最低制限価格は、菰野町のホームページ「入札情報」⇒「要綱・要領・制度」⇒「最低制限価格の運用について」により算出する。具体的な算出方法は、「測量・建設コンサルタント等の最低制限価格の算定方法」を参照すること。

14. その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札書の金額、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたときは無効とする。
- (3) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (4) 談合情報があったときは入札談合等情報対応マニュアルに基づき対応する。その際、入札を中止するか、又は、入札の直前にくじを行い入札に参加できる者の数を減ずる場合がある。
- (5) 前号の談合情報を調査必要と判断した場合には、辞退届は受理しない、入札書等は返却しない。
- (6) 契約締結後、談合等の違法行為が確認された場合は、受注業者に対し損害賠償金として請負金額の10分の2に相当する額の支払を求める。
- (7) 本公告の他、関係法令及び菰野町条件付一般競争入札実施要綱等により行う。
- (8) 入札は3回を限度として行うが、2回目以降の入札がある場合は、FAXにて入札参加業者へあて送信する。
- (9) 入札参加業者同士の一次下請を対象とした相入札業者の下請については、禁止する。
- (10) 本件の入札参加資格については、事後審査とする。開札後に有効となる入札の最低価格入札者(落札候補者)から順に資格確認を行い、適格者を落札者として決定する。
- (11) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに、くじで落札候補者を定める。なお、入札参加者の立会人がいない場合、入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。